

「宅地建物取引士に係る法定講習充実検討委員会」開催要綱（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「宅地建物取引士に係る法定講習充実検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 検討委員会は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 22 条の 2 第 2 項（同法第 22 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく講習の充実方策を検討することを目的とする。

（構成）

第 3 条 検討委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。  
2 検討委員会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

（会議）

第 4 条 座長は、議長として検討委員会の議事を整理する。  
2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。  
3 検討委員会は非公開とし、検討委員会終了後、配布資料及び議事概要を国土交通省ホームページに掲載する。  
ただし、座長が必要であると認めた場合には、配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第 5 条 検討委員会の事務局は、国土交通省土地・建設産業局不動産課不動産産業指導室に置く。

（雑則）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成 26 年 7 月 29 日から施行する。

(別紙)

## 「宅地建物取引士に係る法定講習充実検討委員会」委員名簿

- ・ 大澤 和博 (公社) 全日本不動産協会東京都本部取引主任者  
講習センター次長
- ・ 小野田 一雄 東京都都市整備局住宅政策推進部不動産課長
- ・ 木幡 剛 (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会事務局長
- ・ 中野 雅一 (一財) 大阪府宅地建物取引主任者センター専務理事兼  
事務局長
- ・ 西村 稔 (公社) 全日本不動産協会事務局長
- ・ 早川 雅章 (公財) 不動産流通近代化センター常務理事
- ・ 原 靖 (一社) 不動産流通経営協会事務局長
- ・ 深澤 實 (公社) 東京都宅地建物取引業協会研修センター所長
- ・ 松岡 隆貞 (一社) 全国住宅産業協会事務局長
- ・ 松田 弘 弁護士
- ・ 森川 誠 (一社) 不動産協会事務局長
- ・ 森本 裕 大阪府住宅まちづくり部建築振興課長
- ・ 山本 清隆 国土交通省土地・建設産業局不動産課不動産指導室長

(委員名は五十音順)